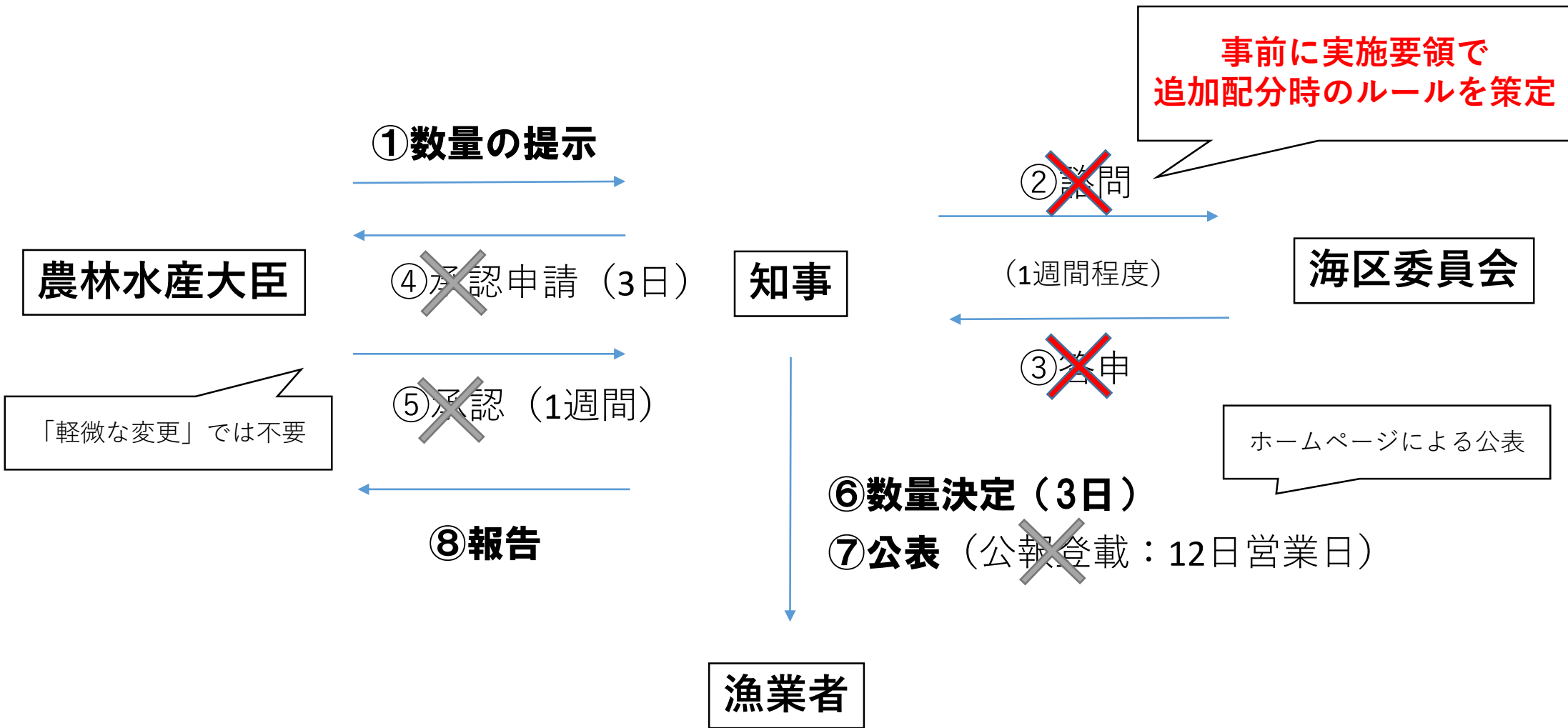


知事管理漁獲可能量の変更時の手続き

資料 3-1



短縮可能な手続き

②・③：今回の実施要領の策定により、1週間程度短縮可能

④・⑤：法改正により、国が仲介する変更については承認は不要※ 結果10日程度短縮可能。
※現状、国が仲介しない変更の事例は無い。

⑦：公表については、先にホームページで公表し、後追いで公報登載で対応可能。
12日程度短縮可能。



従来方法：約1か月以内
短縮した場合：3日以内